

## V. 給水装置工事申込関係

「給水装置に関する基準書」P.40（V. 2. 申込み）により、給水装置工事申込を行い、完了検査を受けること。

### 1. 提出書類

受水槽式に関する水道事業への提出書類は、「給水装置に関する基準書」に定める書類のほか、竣工申込時に次の書類を提出すること。

- ① 受水槽設備調書（様式第31号） 1部
- ② 水道供給に関する願書及び協定書（水道事業に子メータの検針・収納業務を委託する場合）
- ③ 受水槽以降の給水設備図書一式（関連設備図書含む）（参考用）1部
- ④ その他、水道事業の指示する内容の書類

### 2. 検針・収納業務委託等

- (1) 受水槽以降に各戸子メータを設置し、その検針・収納業務を委託する場合は、水道事業と「水道供給に関する協定書」を締結すること。水道料金はメータの検針値に基づく計算以外の差水計算による料金算定は行わないので、各戸、共用栓等すべての系統に子メータを設置すること。

検針・収納業務を水道事業へ委託する場合は、下記の事項がすべて満たされていること。

- ① 給水分担金等が納付されていること。（子メータ口径相当額×設置個数）
- ② 給水方式、方法等が本基本書どおり施工されていること。
- ③ 河内長野市水道事業給水条例、諸規程、河内長野市開発事業水道施設基準書、その他基本書等が遵守され水道事業の提示した条件等が全て満たされた給水対象物であること。
- ④ 子メータの設置について、P.15（IV. 3. (2)子メータ）の基準を満たしていること。

#### 【提出書類】

- ・ 水道供給に関する協定書（継承義務有）  
給水規模、内容による変更有り  
（受水槽有効容量10m<sup>3</sup>以下）  
（受水槽有効容量10m<sup>3</sup>を超える簡易専用水道）
- ・ 添付資料 給水平面図（部屋番号記入）・立面図・位置図
- ・ 水道供給に関する願書

- ・ 維持管理責任者届
  - ・ 下水道使用量徴収に関する確約書
- (2) 各戸子メータを設置しない場合、あるいは検針・収納業務を水道事業に委託しない場合は、親メータによる一括検針とし、単一計算による使用料金とする。したがって、戸数倍計算による料金計算は行わない。なお、各戸子メータに関する検針、料金徴収業務を申請者自身で行う場合は、計量法、その他関係法令等などを遵守すること。

### 3. 関係法令等

施工にあたり、水道法、建築基準法並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律、その他関係法令並びに諸規則等を遵守すること。

なお、簡易専用水道の適用を受ける受水槽の有効容量が 10m<sup>3</sup>を超える給水設備については、所轄の官公庁へ届け出を行い、その指導を受けること（専用水道の適用を受けるものについても同様とする）。

### 4. その他

この基本書によりがたい事項又は定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、水道事業の指示するところとする。

附 記

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 記

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 記

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 記

この規程は、平成23年4月1日から施行する。